

令和8年度山形県きのこ栽培燃油価格等高騰対策支援事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、原油価格・物価高騰の影響を受けているきのこ生産者の経営の安定を図るため、きのこの生産に係る燃油価格等の高騰に伴う生産経費（光熱費）の上昇による掛かり増し経費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内できのこ生産者に対し補助金を交付する。

（補助事業者）

第2条 補助金の交付の対象となるきのこ生産者（以下「補助事業者」という。）は、別表の1の項に定める者のうち、同表の2の項に掲げる要件を満たす者とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、別表の3の項に掲げるとおりとする。

（交付の申請）

第4条 補助金交付申請書（別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、第2号から第4号までの書類については、過去に山形県きのこ出荷資材価格高騰対策支援事業費補助金又は山形県きのこ栽培燃油価格等高騰対策支援事業費補助金の交付を受けた際に、同書類を提出しており、変更が無い場合は添付を省略できるものとする。

- (1) 令和8年4月～12月の栽培きのこの生産量が確認できる書類（集計表等）
- (2) 振込先口座が分かる通帳の写し
- (3) 規約又は定款の写し
- (4) 直近の決算資料の写し

2 前項の補助金交付申請書は、補助事業実績報告書を兼ねるものとする。

（交付の決定）

第5条 知事は、補助事業者から前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し適当と認められるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、別記様式第2号により補助事業者に通知するものとする。

（書類の提出）

第6条 この補助金に関し知事に提出する書類は、補助事業者が所在する市町村を所管する総合支庁産業経済部森林整備課に提出しなければならない。

（帳簿の備付等）

第7条 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、

かつ当該収入及び支出についての証拠書類を令和9年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。なお、証拠書類については出荷伝票等とし、集計表のみでは不可とする。

(調査)

第8条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた補助事業者は前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月28日から施行する。

別表

1 補助事業者	山形県内できのこの生産を行う、農業協同組合、きのこの生産を行う法人、きのこ生産者が組織する団体。 なお、きのこ生産者が組織する団体のうち、法人格のない団体にあつては、規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算等の会計処理が適正に行われているものに限るものとする。
2 補助要件	(1) 補助事業者当たりの令和8年次(令和8年1月～12月)の栽培きのこの生産量が20 t 以上であること。 (2) 補助金の受領後も事業を継続する意思があること。 (3) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) イ 暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。) ウ 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等であるもの エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているもの キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの
3 補助金の額	令和8年4月～12月の栽培きのこの生産量1 kg 当たり定額10.25円とする。なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

令和 8 年度山形県きのこ栽培燃油価格等高騰対策支援事業費補助金
交付申請書兼実績報告書

山形県知事 殿

令和 年 月 日

所在地

事業者名

代表者職氏名

令和 8 年度山形県きのこ栽培燃油価格等高騰対策支援事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 申請金額 金 円 注1)

2 令和 8 年 4 月～12 月の
栽培きのこの生産量

品目	生産量 (kg) 注2)
計	

注1) 令和 8 年 4 月～12 月の栽培きのこの生産量に 10.25 円/kg を乗じて算出された金額を記載すること（千円未満の端数は切り捨て）。

注2) 生産量に少数点以下の端数が生じる場合は、品目ごとにこれを切り捨てるものとする。

3 要件確認 ※自己確認欄すべてに「○」の記入がないと、補助金の交付を受けることができません。

- (1) 令和 8 年次（令和 8 年 1 月～12 月）の栽培きのこの生産量が 20t 以上である。
- (2) 補助金の受領後も事業を継続する意思がある。
- (3) 山形県暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員等に該当しない。

自己確認欄
(○を記入)

4 添付書類 ※自己確認欄に「○」の記入がないと、補助金の交付を受けることができません。

- (1) 令和 8 年 4 月～12 月の栽培きのこの生産量が確認できる書類（集計表等）
- (2) 振込先口座が分かる通帳の写し（申請事業者名義のものに限る。）
※表紙を開いて見開き 2 ページ分（金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義（カタカナ）の全てが記載されたページ）
- (3) 規約又は定款の写し
- (4) 直近の決算資料の写し

自己確認欄
(○を記入)

※(1)について、添付書類は集計表等とするが、令和 8 年度山形県きのこ栽培燃油価格等高騰対策支援事業費補助金交付要綱第 7 条の帳簿及び証拠書類については、出荷伝票等とし、集計表等のみでは不可とする。

※(2)～(4)について、過去に山形県きのこ出荷資材価格高騰対策支援事業又は山形県きのこ栽培燃油価格等高騰対策支援事業の交付を受けた際において同書類を提出しており、変更が無い場合は添付を省略できるものとする。

5 誓約 ※以下の事項に誓約いただけない場合、補助金の交付を受けることができません。

本申請書に記入した内容及び添付書類に偽りないことを誓約します。

自己確認欄
(○を記入)

6 その他

次のいずれかに該当する場合、事業者は補助金の全額又は一部を返還することになります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月規則第 59 号）に違反する行為があったとき

番 号
令和 年 月 日

補助事業者 殿

山形県知事 氏 名

令和8年度山形県きのこ栽培燃油価格等高騰対策支援事業費補助金
の交付決定及び額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和8年度山形県きのこ栽培燃油価格等高騰対策支援事業費補助金については、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）及び令和8年度山形県きのこ栽培燃油価格等高騰対策支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定したので通知します。

記

補助金の額 金 円